# 平成 29 年度
# ロボット導入実証事業
# (FS 追加公募)

## 公 募 要 領

平成 29 年 10 月

一般社団法人日本ロボット工業会

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人日本ロボット工業会（以下「JARA」という。）が取り扱う平成 29 年度ロボット導入実証事業（以下「本事業」という。）は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、JARA としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）」をよく御理解の上、また以下の点についても十分に御認識いただいた上で補助金受給に関するすべての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② JARA から補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

③ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について JARA の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、JARA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）」に準ずる。

④ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、JARA として、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。

⑤ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を JARA に返還していただきます。併せて、JARA から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

⑥ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）の第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人日本ロボット工業会

# 目次

1. 事業の内容 ..... 4
1.1. 事業目的 ..... 4
1.2. 事業名称 ..... 4
1.3. 事業内容 ..... 4
1.4. 補助対象事業者 ..... 4
1.5. 提案類型及び補助対象条件 ..... 5
1.6. 補助対象経費 ..... 5
1.7. 補助率及び補助金上限額 ..... 6
1.8. 補助事業期間 ..... 7
1.9. 事業全体のスキーム ..... 7
1.10. 事業の全体スケジュール ..... 8
2. 公募から申請、審査、交付決定まで ..... 8
2.1. 公募 ..... 9
2.2. 審査 ..... 10
2.3. 採択決定 ..... 10
2.4. 交付決定 ..... 10
3. 事業開始～補助金交付 ..... 11
3.1. 事業の開始及び事業完了 ..... 11
3.2. 完了報告 ..... 11
3.3. 補助金額の確定及び補助金交付 ..... 12
4. その他 ..... 14
4.1. 結果の公表について ..... 14
4.2. 事業終了後の報告について ..... 14
4.3. 秘密の保持 ..... 14

# 1.　事業の内容

## 1.1.　事業目的

「ロボット新戦略」（平成 27 年 2 月 10 日 日本経済再生本部決定）では、我が国として「世界一のロボット利活用社会」を目指し、ロボット利活用による様々な分野における人手不足の解消や生産性の向上等の社会的課題の解決に向けて、国を挙げて取り組むとしています。

この「ロボット新戦略」に基づき、本事業では、ものづくり分野やサービス分野におけるシステムインテグレーションへの支援等を通じたロボット未活用領域の開拓や、小型汎用ロボットの導入に要するコストの 2 割削減のほか、公共空間で活用可能なロボットの社会実装の促進といった政策目標の達成に向けた実証事業等の実施を目的とします。

## 1.2.　事業名称

平成 29 年度ロボット導入実証事業

## 1.3.　事業内容

（Ａ）未活用領域における FS 事業

ロボット未活用領域においてロボットの活用に挑戦する事業者（ロボットユーザー）に対し、FS（実現可能性調査）に要する費用の一部を補助します。

（Ｃ）公共空間におけるロボット社会実装プロジェクト（FS 事業）

市街地・空港等をはじめとする公共空間においてサービスを提供するロボットの社会実装に向けた FS に要する費用の一部を、その実施者に対して補助します。

## 1.4.　補助対象事業者

以下の①～⑦のすべての要件を満たす民間企業等を補助対象事業者とします。

① 原則本邦において、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。
　※　個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明（任意様式）を提出できること。
② 本事業により新たにロボットを導入しようとする又はロボットの導入効果等について検証しようとする事業者。
③ 補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること。
④ 補助事業の内容、結果及び成果の概要について、事業期間中及び終了後の公表に協力できること。
⑤ JARA が事業期間中及び終了後に行う調査等に協力できること。
⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成１５・０１・２９会課第１号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
⑦ 本事業実施に当たって、本事業以外からの国庫による補助等（経済産業省のみならず他省庁の補助金、委託費、交付金等も含む）を受けていない又は受ける予定がないこと。

## 1.5.　提案類型及び補助対象条件

次のＡまたはＣの類型に掲げる提案内容のいずれかに合致し、補助対象条件を満たす提案が補助対象事業となります。

**Ａ．未活用領域におけるFS事業**

**（補助金上限額：５００万円）**

＜提案内容＞

三品産業（食品・化粧品・医薬品産業）又はサービス産業におけるロボット活用であって、これまで当該分野における活用が進んでこなかった阻害要因を明確に特定し、これを解決するためのFS（Feasibility Study：実現可能性調査）を行う計画を対象とします。

＜補助対象条件（Ａ）＞

当該FSによって他の企業や他の分野への波及効果が見込めるものであること。また、そのために生産性向上効果や投資額に対する費用対効果など、積極的な情報公開を行うことができること。なお、補助対象経費のうち設備費が計上されていないこと。

成果の横展開等に関わる事業終了後のフォローアップ調査に対応できること。

**Ｃ．公共空間におけるロボット社会実装プロジェクト（FS）**

**（補助金上限額：５００万円）**

＜提案内容＞

空港や市街地、ショッピングモール、ホテル、飲食店、駅などの公共空間においてサービスを提供するロボットの活用について、価値評価手法の確立などを通した、社会実装に向けたFSを行う計画を対象とします。

＜補助対象条件（Ｃ）＞

ロボット革命イニシアティブ協議会が策定した「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン」を参照し、JARAの行う安全・倫理指導に従うことができること。

当該FSによって他の企業や他の分野への波及効果が見込めるものであること。また、そのために生産性向上効果や投資額に対する費用対効果など、積極的な情報公開を行うことができること。なお、補助対象経費のうち設備費が計上されていないこと。

成果の横展開等に関わる事業終了後のフォローアップ調査に対応できること。

## 1.6.　補助対象経費

補助対象事業を実施するために要する経費として、次表に掲げる経費を補助対象経費とします。

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| Ⅱ 労務費 | 補助事業者において、ロボットシステムのFSに従事する者等の労務費 |
| Ⅲ 外注費 | システムインテグレータ等の事業者による、ロボットシステムのFSに係る費用 |

※　ＦＳの作業例：業務分析、費用対効果分析、機種評価、設計、シミュレーション等

※　Ⅱ 労務費については、別添「労務費単価の計算方法」を参照のこと。
※　Ⅱ～Ⅲにおける費用は、それぞれどのような経費が発生しているのか、計上する費用の内訳を明確にすること。

## 1.7.　補助率及び補助金上限額

補助金の補助率及び上限額は以下のとおりです。

【Ａ】未活用領域におけるFS事業
　　補助率：中小企業　２/３、大企業（中小企業以外）　１/３
　　上限額：５００万円

【Ｃ】公共空間におけるロボット社会実装プロジェクト
　　補助率：中小企業　２/３、大企業（中小企業以外）　１/２
　　上限額：５００万円

なお、補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助金額が上限を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限の範囲内で交付されます。

本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる補助金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）の併用はできません。

＜中小企業の定義＞

中小企業支援法第２条に準じ、以下のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する者を中小企業と定義します。

Ⅰ．以下の表に該当する会社

| 業種 | 次のいずれかを満たしていること | |
|---|---|---|
| | 資本金 | 従業員数 |
| ① 製造業、その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③ 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| ④ サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業とします。

Ⅱ．中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する中小企業団体
（事業協同組合、共同組合連合会、企業組合等）

Ⅲ．特別の法律によって設立された組合又はその連合会（直接又は間接の構成員たる事業者の２／３以上が上記Ⅰ．に該当する者である場合に限る）

但し、上記Ⅰ～Ⅲを満たす場合であっても、次のいずれかに該当する「みなし大企業」は中小企業の対象からは除きます。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の１／２以上を同一の大企業が所有している中小企業

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の２／３以上を複数の大企業が所有している中小企業

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の１／２以上を占めている中小企業

大企業とは、中小企業支援法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいうこととします。

また、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱いません。

## 1.8. 補助事業期間

交付決定の日を事業開始日とし、平成 30 年 2 月末までに事業を完了し実績報告書を提出してください。

## 1.9. 事業全体のスキーム

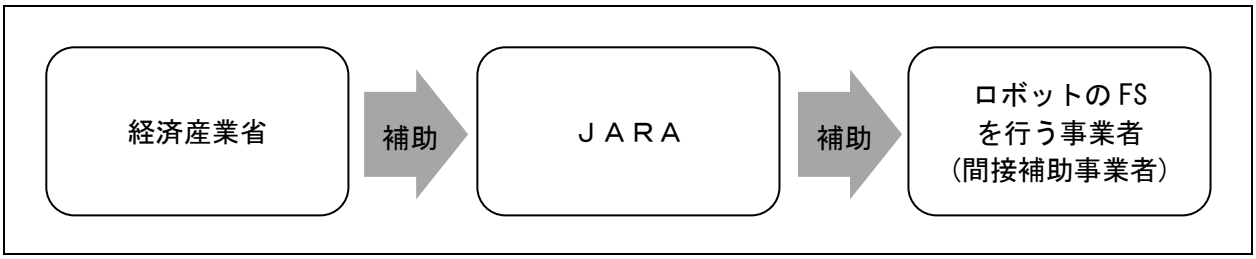

## 1.10.　事業の全体スケジュール

| 予定 | 補助事業者 | JARA |
|---|---|---|
| ●公募期間<br>＜公募開始＞<br>平成 29 年 10 月 10 日（火）<br>＜公募締切＞<br>平成 29 年 11 月 17 日（金） | 提案書の申請<br>（計画書等必要書類の提出） | |
| ●審査・交付決定<br>11 月末～12 月上旬予定<br>※申請件数・審査状況により、変更となる場合があります。<br>●事業開始<br>（交付決定後）<br>●事業完了<br>●実績報告及び精算払い請求<br>●補助金の支払<br>（平成 30 年 3 月末予定） | 交付申請<br>事業開始<br>（交付決定後）<br>契約・発注<br>事業実施<br>中間検査<br>事業完了<br>（FS の報告書等の納品完了<br>/全ての支払完了）<br>実績報告書、成果報告書<br>の作成・提出<br>平成 30 年 2 月末日まで<br>精算払い請求 | 提案内容の審査/採択決定<br>（必要に応じて個別<br>ヒアリング実施）<br>交付決定<br>（11 月末～12 月上旬予定）<br>採択事業者への<br>事務処理説明<br>確定検査実施<br>（書類検査又は現地検査実施）<br>確定通知発行<br>補助金の支払 |
| ●事業完了以降 | 成果の公表・追跡調査への協力 | |

# 2.　公募から申請、審査、交付決定まで

## 2.1.　公募

JARA は、補助事業者の一般公募を行います。

JARA ホームページ（http://www.jara.jp）に公募関連情報（公募説明会の開催情報を含む）を随時掲載します。

### 2.1.1. 公募期間

公募開始：平成 29 年 10 月 10 日（火）

応募締切：平成 29 年 11 月 17 日（金）

※　郵送（宅急便可）は 11 月 17 日 17 時必着。持ち込みは 17 時までとなります。

### 2.1.2. 応募書類

申請される事業者は、所定の様式を用いて、提案書類を一式作成し、正１部副４部を JARA に提出して下さい。

なお、別々の類型への同一提案の同時申請は原則認められません。また、１事業者につき採択される案件は最大１件です。

＜提出書類一覧＞

| No. | 書式 | 書類名称 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 指定 | 補助事業申請書<br>（様式 1-1、様式 1-2） | 正１部<br>※予めホームページより申請番号を取得いただく必要があります。http://www.jara.jp の公募情報ページの案内に従い、申請番号を取得し記入してください。 |
| 2 | 指定 | 事業計画書<br>（様式 2-1【類型別】） | 正１部、副４部<br>※様式 2-1 は類型別に書式が分かれています。応募する類型の書式を使用してください。 |
| 3 | 自由 | 事業計画補足説明書<br>（本書類の提出は任意） | 正１部、副４部（本書類を添付する場合）<br>※事業計画書に補足する内容がある場合、別添として提出することが可能（補足説明書である旨を明記）。<br>※本書類を提出しないことで審査上不利になることはありません。 |
| 4 | 自由 | 見積書 | 正１部、副４部 |
| 5 | 自由 | 会社概要 | 正１部、副４部<br>※会社名、業種、資本金、従業員数等の項目が入った概要資料。会社パンフレットでも可。 |
| 6 | 自由 | 財務諸表 | 正１部<br>※直近３期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書） |
| 7 | 指定 | 提出書類自己チェック表 | 正１部 |

※申請書類は A4 ファイルに穴を開けて綴じ、表紙及び背表紙に事業者名・事業計画名を記入してください。

※申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておいてください。

※採択決定後、交付申請時には商業登記簿謄本が必要となります（上場企業除く）。

### 2.1.3. 書類提出先

| |
|---|
| 〒105-0011<br>東京都港区芝公園 3-5-8　機械振興会館 307<br>一般社団法人日本ロボット工業会　担当　高本　宛て |

※必ず赤字で**「平成 29 年度ロボット導入実証事業　申請書在中」**と目立つ場所に記載してください。

＜お問合せ先＞
公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

東京都港区芝公園 3-5-8　機械振興会館 307
一般社団法人日本ロボット工業会　担当：高本、足立、須田

電話：03-3434-2919　　FAX：03-3578-1404
電話受付時間　9:00～17:00（土日、祝日を除く）

## 2.2.　審査

外部の有識者で構成される審査委員会が審査を行い、本事業の目的を達成するために有効と認められる事業を選定します。審査基準は別紙のとおりです。

なお、審査は非公開とし、審査の経過や審査結果に至った理由等に関する問い合わせには応じないものとします。また、申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施します。

## 2.3.　採択決定

JARA は、申請された事業が補助の要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、審査委員会の結果に基づき予算の範囲内において採択の決定を行い、採択決定通知書により申請者に通知します。（採択決定及びその他の JARA からの連絡等は、全て「連絡担当窓口」に記載されている住所、電話・ＦＡＸ番号、電子メールアドレス宛てに行います。また、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）

## 2.4.　交付決定

採択通知を受けた提案者は、所定期間内に所定の交付申請書を作成の上、JARA に提出し、内容確認等を経て補助金の交付決定となります。

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に JARA が実施する「確定検査」により決定されるものであり、（3.3.補助金額の確定及び補助金交付参照）、交付決定通知書に記載の額でないことにご留意下さい。

# 3.　事業開始～補助金交付

## 3.1.　事業の開始及び事業完了

### 3.1.1. 事業の開始

補助事業者は、JARA から交付決定通知を受けた後に補助事業を開始（設計・設備などの発注、契約等）するにあたっては、以下の点に留意して下さい。また、不明な点があれば、必ず JARA の担当者へ連絡して下さい。

① 発注日、契約日は、JARA の交付決定日以降であること。
② 原則として競争入札又は相見積りによって相手先を決定すること。
③ 当該年度に実施された設計、設備購入等については、当該年度中（または、補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。

### 3.1.2. 計画変更等

補助事業者は、提案申請時の事業の内容を変更、補助事業経費の区分ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に JARA の承認を受ける必要があります。

補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の１０％以内で変更する場合は、JARA の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業が変更されたわけではないため、原則として JARA の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

### 3.1.3. 申請の取下げ

採択後、申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

### 3.1.4. 事業実施

事業実施期間中に JARA から進捗の確認やコンサルティングを行うことがあります。

### 3.1.5. 中間報告・検査

補助事業者は事業期間中、別途 JARA が指定する期日までに中間報告を提出する必要があります。また、必要に応じて現地検査を行います。

### 3.1.6. 事業の完了

当該年度の補助事業は、納品後事業計画の実施及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）を持って事業の完了とします。

また、補助事業者から外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行って下さい。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払いが完了している必要があります。支払いの事実を証明できる証憑を準備してください。

## 3.2.　完了報告

### 3.2.1. 完了報告

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後３０日以内又は所定の事業期間終了日（平成 30 年 2 月末日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。また、別途 JARA が指定する日までに成果報告書及び成果報告ハンドブック用書類を提出してください。

**＜完了報告の流れ＞**

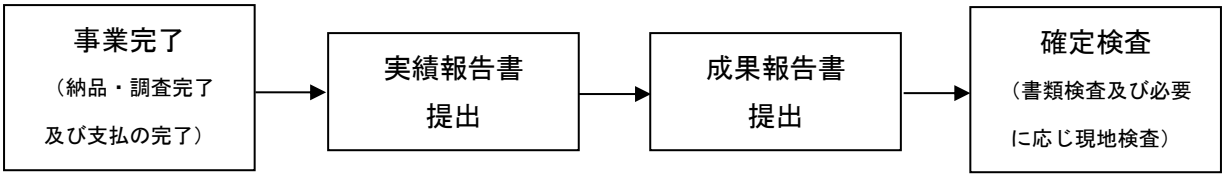


### 3.2.2. 提出書類一覧

| No. | 書式 | 書類名称 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 指定 | 実績報告書 | |
| 2 | 指定 | 成果報告書 | ※本書類は公開される場合があります。 |
| 3 | 指定 | 成果報告ハンドブック用書類 | ※本書類は公開される場合があります。 |

### 3.2.3. 完了報告書類の提出期限

| No. | 書類名称 | 提出期限 |
|---|---|---|
| 1 | 実績報告書 | 平成 30 年 2 月末日(又は完了後 30 日) |
| 2 | 成果報告書 | 別途指定 |
| 3 | 成果報告ハンドブック用書類 | 別途指定 |

## 3.3. 補助金額の確定及び補助金交付

### 3.3.1. 補助金額の確定

JARA は、補助事業者からの実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が採択決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお､確定検査を行うにあたって補助事業者に用意して頂く書類は交付決定後に別途お知らせします。

※　交付決定内容と異なる機械装置が設置されている場合、補助金の支払を行いません。

※　計画書記載の内容が十分に行われていない場合、補助金の支払を行いません。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

**＜利益排除について＞**

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわ

しくないと捉えられます。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱います。

① 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とします。

② 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいうこととします。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めます。

例）売上原価/売上高（直近年度単独決算報告）をもって利益相当額を排除します。

| | 関係会社から | 100%同一資本企業から | 自社から |
|---|---|---|---|
| ３者見積の場合 | 利益排除必要なし | 利益排除必要なし | ３者見積参加不可<br>利益排除 |
| 特命発注の場合 | 利益排除必要なし<br>事由書をもって判断 | 利益排除 | 利益排除 |

### 3.3.2. 補助金の支払い

補助事業者は、JARA の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

### 3.3.3. 財産管理

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ JARA の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

### 3.3.4. 補助金の返還、取消、罰則等

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- 交付規程に基づく交付決定の取消及び補助金の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- JARA の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等につい

て情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から JARA に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

# 4. その他

## 4.1. 結果の公表について

JARA は、補助金の採択決定時に、補助事業者名、事業名等を JARA ホームページで公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

## 4.2. 事業終了後の報告について

補助事業終了後５年間、実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JARA から求められる場合があります。

## 4.3. 秘密の保持

提出された申請書は、補助事業者の選定に使用します。審査委員には守秘義務がありますが、提出された申請書は全て審査委員に開示されます。また、事業計画書の内容に関しては、国又は JARA から公表される場合があります。

取得した個人情報については、事業計画実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

（別添）

## 労務費単価の計算方法

### １．労務費単価の算定方法

補助事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定においては、一部の給与形態を除き、原則として等級単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

| 雇用関係 | 給与 | 等級単価の適用 | 労務費単価 |
|---|---|---|---|
| 健保等級適用者（Ａ） | 全て | 適用される | 賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用 |
| 健保等級適用者以外の者（Ｂ） | 年俸制<br>月給制 | 適用される | 月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用 |
| | 日給制 | 適用されない | 等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価（一円未満切捨て）を適用 |
| | 時給制 | 適用されない | 等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用 |

労務費単価の具体的な適用は以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

① 健保等級適用者（Ａ）

次の各要件の全てを満たすも者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

ア．健康保険料を徴収する事業者との雇用関係に基づき当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額または時給での雇用契約者については、健保等級適用者以外の者として取り扱う。

イ．健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。健保等級適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

ａ．賞与が通常支給されない者、又は通常年４回以上支給される者

→　等級単価一覧表のＡ区分を適用

ｂ．賞与が年１～３回まで支給されている者

→　等級単価一覧表のＢ区分を適用

② 健保等級適用者以外の者（Ｂ）

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて以下の区分により取り扱う。この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する等級単価を適用する。

| 区　分 | |
|---|---|
| 年俸制 | 給与が年額で定められている者については、年額を１２月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価 |
| 月給制 | 給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する |

| | 労務費単価 |
|---|---|
| 日給制 | 給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、１日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって１日当たりの労務費単価とるすことができる |
| 時給制 | 給与が時給で定められている者については、当該時給をもって労務費単価とする |

２．健保等級適用者以外の者の取扱細則

２－１．等級単価を適用する者

前記１．②の区分中、年俸制及び月給制の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

①　算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

なお、賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

②　算定に含まない金額

解雇予定手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く。）など。

③　通勤手当の取扱い

年俸制及び月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）については除外しない。

④　賞与の取扱い

ア．事業期間内に支給される賞与を加算することができる。

イ．年俸制又は月給制適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（４月～９月）又は下期（１０月～３月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合において年俸制適用者は、月額に換算して適用する。

・　年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）

・　月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月（１円未満切捨て）

２－２．等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給制適用者については、等級単価一覧表（別表）の労務費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額及び時間単価による個別単価を原則適用する。

①　通勤手当の取扱い

日額制及び時給制適用者に係る通勤手当については、日額及び時給に通勤手当相当額を加算することができる。

②　賞与の取扱い

前記（２）－１．④アについて同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。日額又は月額に加算できる明確な賞与とは、給与明細等に賞与として額が明示され、支給することが確定している場合をいう。

・　日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日（１円未満切捨て）
・　時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日÷所定就業時間（１円未満切捨て）

３．等級単価一覧表の適用方法

健保等級適用者及び健保等級適用者以外の者のうち等級単価を適用する者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準額は以下の方法により決定する。

①　当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された健保等級を適用する。

②　健保等級の変更（定時改定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。

（ａ）定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。

（ｂ）随時改定は、被保険者標準報酬決定通知書の改定年月を適用する。

４．等級単価の証明

前述３．①及び②の健保等級又は給与については、別添様式１（健保等級証明書）又は様式２（給与証明書）により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする。（証明書の日付は事業期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする。）ただし、給与明細などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては次の書類等を活用して照合を行うこととする。

・　健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料表及び給与明細）。
・　健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）。
・　給与台帳、業務日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

様式１

# 健保等級証明書

事業期間：平成　年　月　日～平成　年　月　日

| 平成　年度 | 健保等級 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 従事者氏名 | 月 | 月 | 月 | 月 | 賞与の支給<br>回　　数 | 月 |
| ○○○○ | | | | | | |
| ○○○○ | | | | | | |
| ○○○○ | | | | | | |

平成　　年　月　日

平成　年度事業従事者に係わる健保等級について、上記の通り証明します。

名称（社名等）：
所属部署名：
証明者氏名（自署）：

※事業の開始月、定時決定月（９月）、新規の登録事業者の従事開始月、健保等級に改定がある月については必ず記載する。
※本様式は、健保等級適用者（Ａ）にのみ使用する。

様式２

給与証明書

事業期間：平成　年　月　日～平成　年　月　日

| 平成　年度 | | 月額給与 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 従事者氏名 | | 月 | 月 | 月 | 備考 |
| ○○○○ | 給与額 | | | | |
| | 賞与相当額 | | | | |
| | 賞与の支給回数 | | | | |
| ○○○○ | 給与額 | | | | |
| | 賞与相当額 | | | | |
| | 賞与の支給回数 | | | | |

平成　　年　月　日

平成　年度事業従事者に係わる健保等級について、上記の通り証明します。

名称（社名等）：
所属部署名：
証明者氏名（自署）：

※事業の開始日、新規の登録事業者の事業開始月、給与に変更がある月については必ず記載する。
※本様式は、健保等級適用者以外の者（Ｂ）にのみ使用する。

別　表

# 等級単価一覧表　平成２９年度適用

| 健保等級適用者 | | | | | 労務費単価（円／時間） | | 健保等級適用者以外（年俸制・月給制） | | | 労務費単価（円／時間） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 等　級 | 報酬月額 | 報酬月額 | | | A. 賞与なし、年4回以上 | B. 賞与1回～3回 | 月給範囲額 | | | |
| | | 以上 | ～ | 未満 | | | 以上 | ～ | 未満 | |
| 1 | 58,000 | | ～ | 63,000 | 340 | 450 | | ～ | 83,790 | 450 |
| 2 | 68,000 | 63,000 | ～ | 73,000 | 400 | 530 | 83,790 | ～ | 97,090 | 530 |
| 3 | 78,000 | 73,000 | ～ | 83,000 | 460 | 610 | 97,090 | ～ | 110,390 | 610 |
| 4 | 88,000 | 83,000 | ～ | 93,000 | 520 | 690 | 110,390 | ～ | 123,690 | 690 |
| 5 | 98,000 | 93,000 | ～ | 101,000 | 580 | 770 | 123,690 | ～ | 134,330 | 770 |
| 6 | 104,000 | 101,000 | ～ | 107,000 | 610 | 810 | 134,330 | ～ | 142,310 | 810 |
| 7 | 110,000 | 107,000 | ～ | 114,000 | 650 | 860 | 142,310 | ～ | 151,620 | 860 |
| 8 | 118,000 | 114,000 | ～ | 122,000 | 690 | 930 | 151,620 | ～ | 162,260 | 930 |
| 9 | 126,000 | 122,000 | ～ | 130,000 | 740 | 990 | 162,260 | ～ | 172,900 | 990 |
| 10 | 134,000 | 130,000 | ～ | 138,000 | 790 | 1,050 | 172,900 | ～ | 183,540 | 1,050 |
| 11 | 142,000 | 138,000 | ～ | 146,000 | 840 | 1,110 | 183,540 | ～ | 194,180 | 1,110 |
| 12 | 150,000 | 146,000 | ～ | 155,000 | 880 | 1,180 | 194,180 | ～ | 206,150 | 1,180 |
| 13 | 160,000 | 155,000 | ～ | 165,000 | 940 | 1,260 | 206,150 | ～ | 219,450 | 1,260 |
| 14 | 170,000 | 165,000 | ～ | 175,000 | 1,000 | 1,340 | 219,450 | ～ | 232,750 | 1,340 |
| 15 | 180,000 | 175,000 | ～ | 185,000 | 1,060 | 1,410 | 232,750 | ～ | 246,050 | 1,410 |
| 16 | 190,000 | 185,000 | ～ | 195,000 | 1,120 | 1,490 | 246,050 | ～ | 259,350 | 1,490 |
| 17 | 200,000 | 195,000 | ～ | 210,000 | 1,180 | 1,570 | 259,350 | ～ | 279,300 | 1,570 |
| 18 | 220,000 | 210,000 | ～ | 230,000 | 1,300 | 1,730 | 279,300 | ～ | 305,900 | 1,730 |
| 19 | 240,000 | 230,000 | ～ | 250,000 | 1,420 | 1,890 | 305,900 | ～ | 332,500 | 1,890 |
| 20 | 260,000 | 250,000 | ～ | 270,000 | 1,540 | 2,040 | 332,500 | ～ | 359,100 | 2,040 |
| 21 | 280,000 | 270,000 | ～ | 290,000 | 1,650 | 2,200 | 359,100 | ～ | 385,700 | 2,200 |
| 22 | 300,000 | 290,000 | ～ | 310,000 | 1,770 | 2,360 | 385,700 | ～ | 412,300 | 2,360 |
| 23 | 320,000 | 310,000 | ～ | 330,000 | 1,890 | 2,520 | 412,300 | ～ | 438,900 | 2,520 |
| 24 | 340,000 | 330,000 | ～ | 350,000 | 2,010 | 2,680 | 438,900 | ～ | 465,500 | 2,680 |
| 25 | 360,000 | 350,000 | ～ | 370,000 | 2,130 | 2,830 | 465,500 | ～ | 492,100 | 2,830 |
| 26 | 380,000 | 370,000 | ～ | 395,000 | 2,250 | 2,990 | 492,100 | ～ | 525,350 | 2,990 |
| 27 | 410,000 | 395,000 | ～ | 425,000 | 2,430 | 3,230 | 525,350 | ～ | 565,250 | 3,230 |
| 28 | 440,000 | 425,000 | ～ | 455,000 | 2,600 | 3,460 | 565,250 | ～ | 605,150 | 3,460 |
| 29 | 470,000 | 455,000 | ～ | 485,000 | 2,780 | 3,700 | 605,150 | ～ | 645,050 | 3,700 |
| 30 | 500,000 | 485,000 | ～ | 515,000 | 2,960 | 3,940 | 645,050 | ～ | 684,950 | 3,940 |
| 31 | 530,000 | 515,000 | ～ | 545,000 | 3,140 | 4,170 | 684,950 | ～ | 724,850 | 4,170 |
| 32 | 560,000 | 545,000 | ～ | 575,000 | 3,310 | 4,410 | 724,850 | ～ | 764,750 | 4,410 |
| 33 | 590,000 | 575,000 | ～ | 605,000 | 3,490 | 4,650 | 764,750 | ～ | 804,650 | 4,650 |
| 34 | 620,000 | 605,000 | ～ | 635,000 | 3,670 | 4,880 | 804,650 | ～ | 844,550 | 4,880 |
| 35 | 650,000 | 635,000 | ～ | 665,000 | 3,850 | 5,120 | 844,550 | ～ | 884,450 | 5,120 |
| 36 | 680,000 | 665,000 | ～ | 695,000 | 4,030 | 5,360 | 884,450 | ～ | 924,350 | 5,360 |
| 37 | 710,000 | 695,000 | ～ | 730,000 | 4,200 | 5,590 | 924,350 | ～ | 970,900 | 5,590 |
| 38 | 750,000 | 730,000 | ～ | 770,000 | 4,440 | 5,910 | 970,900 | ～ | 1,024,100 | 5,910 |
| 39 | 790,000 | 770,000 | ～ | 810,000 | 4,680 | 6,220 | 1,024,100 | ～ | 1,077,300 | 6,220 |
| 40 | 830,000 | 810,000 | ～ | 855,000 | 4,910 | 6,540 | 1,077,300 | ～ | 1,137,150 | 6,540 |
| 41 | 880,000 | 855,000 | ～ | 905,000 | 5,210 | 6,930 | 1,137,150 | ～ | 1,203,650 | 6,930 |
| 42 | 930,000 | 905,000 | ～ | 955,000 | 5,510 | 7,330 | 1,203,650 | ～ | 1,270,150 | 7,330 |
| 43 | 980,000 | 955,000 | ～ | 1,005,000 | 5,800 | 7,720 | 1,270,150 | ～ | 1,336,650 | 7,720 |
| 44 | 1,030,000 | 1,005,000 | ～ | 1,055,000 | 6,100 | 8,120 | 1,336,650 | ～ | 1,403,150 | 8,120 |
| 45 | 1,090,000 | 1,055,000 | ～ | 1,115,000 | 6,460 | 8,590 | 1,403,150 | ～ | 1,482,950 | 8,590 |
| 46 | 1,150,000 | 1,115,000 | ～ | 1,175,000 | 6,810 | 9,060 | 1,482,950 | ～ | 1,562,750 | 9,060 |
| 47 | 1,210,000 | 1,175,000 | ～ | 1,235,000 | 7,170 | 9,530 | 1,562,750 | ～ | 1,642,550 | 9,530 |
| 48 | 1,270,000 | 1,235,000 | ～ | 1,295,000 | 7,520 | 10,010 | 1,642,550 | ～ | 1,722,350 | 10,010 |
| 49 | 1,330,000 | 1,295,000 | ～ | 1,355,000 | 7,880 | 10,480 | 1,722,350 | ～ | 1,802,150 | 10,480 |
| 50 | 1,390,000 | 1,355,000 | ～ | | 8,230 | 10,950 | 1,802,150 | ～ | | 10,950 |

（別紙）

# 平成 29 年度ロボット導入実証事業の補助対象条件及び審査基準

| 補助対象条件 | 審査基準 |
|---|---|
| **平成 29 年度ロボット導入実証事業** | 11.3 億円程度 |
| **＜補助対象条件（Ａ、Ｃ共通）＞**<br>平成 26 年度補正予算事業及び平成 28 年度当初予算事業の成果において対応できる提案ではないこと。<br><br>※「ロボット導入実証事業」事例紹介ハンドブック<br>ハンドブック 2016　http://www.robo-navi.com/document/hb2016.pdf<br>ハンドブック 2017　http://www.robo-navi.com/document/hb2017.pdf | **＜Ａ、Ｃ共通＞**<br>１．事業計画の具体性・合理性<br>２．計上経費の妥当性・明確性<br>３．事業の遂行能力（経営基盤、実施体制、技術力等）<br>４．自己負担分の調達、経理等の管理・処理 |
| **Ａ　未活用領域における FS 事業　（補助金上限額：５００万円）** | |
| **＜提案内容（Ａ）＞**<br>三品産業（食品・化粧品・医薬品産業）又はサービス産業におけるロボット活用であって、これまで当該分野における活用が進んでこなかった阻害要因を明確に特定し、これを解決するための FS（Feasibility Study：実現可能性調査）を行う計画を対象とする。<br><br>**＜補助対象条件（Ａ）＞**<br>当該 FS によって他の企業や他の分野への波及効果が見込めるものであること。また、そのために生産性向上効果や投資額に対する費用対効果など、積極的な情報公開を行うことができること。なお、補助対象経費のうち設備費が計上されていないこと。<br>成果の横展開等に関わる事業終了後のフォローアップ調査に対応できること。 | Ａ１．課題設定の妥当性・明確性<br>Ａ２．事業内容の具体性・合理性・新規性・実現可能性<br>Ａ３．成果の社会的波及効果<br>Ａ４．ロボットの導入効果（生産性向上、費用対効果等） |
| **Ｃ　公共空間におけるロボット社会実装プロジェクト（FS）　（補助金上限額：５００万円）** | |
| **＜提案内容（Ｃ）＞**<br>空港や市街地、ショッピングモール、ホテル、飲食店、駅などの公共空間においてサービスを提供するロボットの活用について、価値評価手法の確立などを通した、社会実装に向けた FS を | Ｃ１．FS 内容及び手段の具体性・合理性<br>Ｃ２．社会実装への道筋の明確性・実現可能性 |

| | | |
|---|---|---|
| | 行う計画を対象とする。<br>**＜補助対象条件（C）＞**<br>ロボット革命イニシアティブ協議会が策定した「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン」を参照し、JARA の行う安全・倫理指導に従うことができること。<br>当該 FS によって他の企業や他の分野への波及効果が見込めるものであること。また、そのために生産性向上効果や投資額に対する費用対効果など、積極的な情報公開を行うことができること。なお、補助対象経費のうち設備費が計上されていないこと。<br>成果の横展開等に関わる事業終了後のフォローアップ調査に対応できること。 | Ｃ３．FS における安全・倫理への配慮<br>Ｃ４．成果の社会的波及効果<br>Ｃ５．ロボットの導入効果（生産性向上、費用対効果等） |